

第32回 秋吉台観光まつり

秋吉台花火大会

夏の秋吉台を満喫 2,000発の打上花火が鮮やかに暗闇の高原の中で打ち上げられ、光と音の共演、歓声とどよめきの渦に包まれます。西日本では見ることができない壮大な2尺玉打ち上げ花火はまさに圧巻です。また、『秋吉台市場』の開催やステージイベント、和太鼓の演奏、レーザー・音響・特殊花火による演出を行います。

開催日時 7月17日(土) 18時～(雨天順延)
会場 美祢市秋芳町秋吉台
ビュースポット 秋吉台カルスト展望台周辺
駐車台数 約3,000台 駐車料金 17時より無料
交通規制 17時～当日は大変混雑いたしますのでお早めにお越し下さい。

※無料シャトルバス運行(17時～秋芳洞周辺・美祢市役所・サファリランド等)
※花火大会当日17時～20時まで特別料金200円(高校生以上)で秋芳洞へ入洞できます。



『三洞物語』 ～涼を求めて～

夏休み期間中、平均気温17℃の「秋芳洞」「大正洞」「景清洞」を巡る共通券を販売。

実施期間 7月1日(日)～8月31日(日)
販売価格 大人(中学生以上) 2,000円 小人(小学生以上) 1,000円

「ものづくり体験」(夏休みの自由研究に)

竹細工(竹とんぼ、竹鉄砲など)・大理石クラフトなど、美祢市の特産物を使ったものづくり体験を実施します。夏休みの自由研究にぜひどうぞ!!

開催期間 7月18日(土)～8月29日(土)の土日祝
実施時間 10時～16時
体験料 100円～500円(材料費込み)
会場 美祢市秋芳町秋吉 秋芳洞ふれあい広場



秋芳洞「闇のロマン探検」(洞内暗黒の世界へどうぞ)

照明を点けない本来の秋芳洞を体験できます。神秘的な眺めが楽しめ、探検ムードの中、めったに見られないコウモリや洞窟性生物を発見することもあります。

実施期間 7月23日(土)～8月28日(土)の金曜・土曜(8月13日・14日は除く)
入洞時間 19時30分～(要予約)
入洞料金 大人1,300円 中学生1,050円 小学生700円※20名より団体料金適用

美祢市自然街道スタンプラリー

美祢市内の名観光地、文化施設等全22箇所をスタンプラリーで巡る。

開催日時 7月1日(日)～9月30日(日)

秋芳洞「浴衣で洞？」

浴衣で来洞されたご本人及びペアを対象に秋芳洞の入洞を無料といたします。

開催日時 7月17日(土)～8月31日(日)
8時30分～16時30分
(花火大会当日は8時30分～20時)



その他多くのイベントを開催しますが、都合により内容の変更がある場合がございます。

問合せ先 秋吉台観光まつり実行委員会(総合観光部内)
☎0837(62)0304 FAX0837(62)1422
E-mail: karusuto@karusuto.com URL: http://www.karusuto.com/

平成22年度からの後期高齢者医療保険料について

保険料率が変わります

後期高齢者医療制度の保険料率は2年ごとに見直されることになっており、保険料を決める際の「均等割額」と「所得割率」が決定しました。

この保険料率は、平成22年度と平成23年度の保険料算定に適用されます。

| | 平成22・23年度 | 平成20・21年度 | 増減 |
|-------|-----------|-----------|-----------|
| 均等割額 | 46,241円 | 47,272円 | 1,031円減 |
| 所得割率 | 8.73% | 8.71% | 0.02ポイント増 |
| 賦課限度額 | 50万円 | 50万円 | 増減なし |

※改定後の保険料率に基づく保険料額は、平成22年7月中旬頃皆さまに通知する予定です

後期高齢医療保険料の算定

$$\text{保険料額} = \text{均等割額} + \text{所得割額 (所得} \times \text{所得割率)}$$

均等割額：県内の加入者全員に等しく納めていただく金額です。

所得割額：加入者本人の所得に応じて納めていただく金額です。

保険料の軽減措置があります

世帯の所得の状況等に応じて、保険料の軽減措置があります。

○均等割額の軽減

| 軽減割合 | 軽減後の均等割額 (年額) | 同一世帯内の被保険者と世帯主の軽減対象所得金額の合計額 |
|--------|------------------|---|
| 9割軽減 | 4,624円 | 33万円（基礎控除額）以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他の所得がないこと |
| 8.5割軽減 | 6,936円 | 33万円（基礎控除額）以下 |
| 5割軽減 | 23,120円 | 「33万円（基礎控除額）+24万5千円×被保険者（世帯主を除く）の数」以下 |
| 2割軽減 | 36,992円 | 「33万円（基礎控除額）+35万円×被保険者数」以下 |

○所得割額の軽減

| 軽減割合 | 総所得金額等 |
|------|--|
| 5割軽減 | 総所得金額等から33万円（基礎控除額）を引いた額が58万円以下の人（公的年金収入のみの場合、211万円以下の人） |

○後期高齢者医療制度に加入する前日まで、被用者保険の被扶養者だった人の保険料の特例
均等割額が9割軽減されます（所得割額は、かかりません。）。

後期高齢者医療制度の保険料が年金天引きから口座振替に変更できます

現在、後期高齢者医療保険料の納め方が「年金天引き」で、今までに保険料を滞納されていない方については、申し出により「口座振替」に変更できます。申し出は随時受け付けます。7月30日頃までにお申し出があれば、10月分から口座振替が可能です。

問合せ先 県後期高齢者医療広域連合 [☎083(921)7112] 市民課高齢者医療係 [☎0837(52)5231]